
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

令和4年3月30日付 R03-21000-01118、R03-21000-01160 及び R03-21000-01127 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月16日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	和	仁
同	前	田	哲	也
同	中	村	泰	輔

R04-01090-01715

令和4年6月6日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和4年3月30日付 R03-21000-01127 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:総務部 学事振興課		
【長崎県公立大学法人】		
	<p>(1) 契約事務について</p> <p>長崎県立大学バス運行管理業務委託について、年度途中で、実際の運行日数が契約書に定めた日数を大幅に下回ることが見込まれたにもかかわらず、契約変更協議が遅延し、減額されないまま当初契約額のとおり委託料を支払っているため、契約変更が必要な場合は、適切な時期に協議を行うこと。また、契約方法についても検討されたい。</p>	<p>令和4年度の当該業務委託については、契約書記載の運行日数を下回った場合、不足分を減額する契約内容に変更しました。</p>
	<p>(2) 運営費交付金に係る積立金の処理について</p> <p>令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類において、運営費交付金未執行額のうち、修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としているため、適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>R3.3.17付の長崎県学事振興課からの通知で、「運営費交付金における人件費執行残の取扱いと同様に、毎年度『積立金』へ積み立て、中期目標期間最終年度の翌年度中に、人件費執行残額及び修学支援新制度に係る残額全額を県へ返還する」との指示を受けておりましたが、決算作業時に当該通知を失念しており、例年の処理どおり人件費執行残額のみ『積立金』へ積み立てておりました。</p> <p>令和3年度においては、適正に計上いたします。なお、令和2年度の誤りについては、令和3年度決算において修正いたします。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項(団体)	<p>(3) 現金の計上漏れについて(シーボルト校)</p> <p>年度末に保有している現金について、貸借対照表に計上していないものがあるので、適正に計上すること。</p>	<p>従来、総務企画課以外での保有現金はありませんが、当該事例は、資格試験未受験者(学生)への受験費用返金のために学生支援課で現金を保有しておりました。</p> <p>資格試験受験においては、受付は業務委託、未受験者(学生)への返金は学生に連絡する必要があることから、学生支援課で対応することとなっていました。</p> <p>しかし、今回の事例を踏まえ、未受験者(学生)への連絡は従来通り学生支援課で行い、返金については、原則、総務企画課以外では現金を保有することがないよう総務企画課で対応することとし体制を見直しました。併せて、総務企画課以外の課が現金を保有しないよう各部署へ周知いたしました。</p> <p>また、年度末における各部署への現金保有の確認作業の回数(日数)も増やし、3/31には全ての現金を銀行に預け入れるなど、計上漏れを防ぐために総務企画課でも現金を保有しないよう徹底しており、年度末に保有現金が発生する事態が生じた場合は、貸借対象表に計上するよう徹底いたします。</p>
	<p>(4) 契約書に係る遅延利息利率について(佐世保校)</p> <p>前回監査で指導したにもかかわらず、契約書における履行遅延に対する損害金及び支払遅延利息に係る利率を誤っているので、関係規程に基づいて適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>履行遅滞に対する損害金及び支払利息に係る利率については、年度開始前に学内に周知しておりますが、契約書作成時の確認が不十分でした。</p> <p>令和4年度は利率の変更はございませんでしたが、本年度の利率について全職員に対しメールで周知いたしました。また、契約書作成時の確認についても、事務局連絡会議等において、各グループリーダーに注意喚起するとともに、決裁が回ってくる財務グループでの確認も徹底してまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項(主務課)	<p>(1) 運営費交付金に係る積立金の処理について</p> <p>令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類の審査において、運営費交付金未執行額のうち修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としているにもかかわらず、内容の精査を行わないまま承認しているので、適正な審査を行うこと。</p>	<p>財務諸表の承認(余剰金の承認)において、積立金及び目的積立金の内訳を提出させることで、適正な内容となっているか確認することといたしました。</p> <p>なお、令和2事業年度における修学支援新制度に係る余剰金については、大学とも協議し令和3事業年度決算時において、適正な積立金へ振替を行うこととしております。</p> <p>また、公立大学法人の会計への理解を深めるため、公立大学協会が実施している研修会等への参加ができないか検討してまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部 政策企画課		
【公益財団法人 ながさき地域政策研究所】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>予定価格が100万円を超えている「可視領域図及びフォトモンタージュ作成委託」について、本来は指名競争入札で行うべき金額であるにもかかわらず、明確な理由がないまま一者による随意契約を行っている。</p> <p>限度額を超える随意契約を行おうとする場合には、その可否を十分に検討し、伺文書に理由を明記するなど、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>ご指摘の件の徹底については、指摘があった監査時点(令和3年9月)において担当職員、事務局長及び所属長(決裁権者)全員が共有し、再発防止に努めています。</p> <p>また、やむを得ず随意契約する場合もその可否を十分検討し、その理由を明確に記載するなど適正な事務処理の徹底に努めます。</p>
	<p>(2) 現金に係る残高の照合について</p> <p>現金の残高と現金出納簿残高との照合が月1回しか行われていないので、当法人の財務規程に従い、毎日の照合を行ったことが確認できるよう帳簿を整備すること。</p>	<p>令和3年10月から現金出納簿の書式を変更し、毎日現金の残高と照合を行っています。</p>
	<p>(3) 振替伝票の決裁と保存について</p> <p>会計事務所に処理業務を委託している振替伝票について、当法人で振替処理に関する決裁が行われておらず、保管もされていないので、適正に事務処理を行うこと。</p>	<p>会計事務を委託している会計事務所と協議し令和4年4月から是正いたします。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金に係る会計処理の誤りについて</p> <p>決算書の付属明細書における退職給付引当金については、前回監査で指導したにもかかわらず、前年度末引当金残高を全額「退職給付引当金戻入」として計上し、当年度要支給額を全額「退職給付費用」として計上する誤った会計処理を行っているため、当年度要支給額と前年度末引当金残高との差額を計上すること。</p>	<p>令和3年度補正予算(令和4年3月)から是正いたしました。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:文化観光国際部 国際課		
【公益財団法人 長崎県国際交流協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当法人は、長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、基本財産の運用益や県からの補助金を主な収入源として国際交流及び国際協力に関する事業を実施している。令和2年度の経営状況は、基本財産運用益が減少傾向にあることなどから、当期経常増減額が△3,370千円となり、4年連続の赤字である。また、正味財産期末残高は915,548千円となり、前年度より24,741千円減少している。</p> <p>法人経営を見直し、収入の確保及び経費の節減に努め、効率的・効果的な運営を行うことにより、収支改善を図りたい。</p>	<p>収入面においては、基本財産運用益の確保を図るため安全で有利な金融債権を購入するとともに、他機関の助成制度を積極的に活用するなどして、収入の確保に努めてまいります。</p> <p>支出面については、既存事業について普段から見直しを行うとともに、事業の推進に当たっては県内の国際交流団体や市町などとの連携と役割分担を行い、より効率的かつ効果的な事業運営を行うことにより収支改善に努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局: 県民生活環境部 県民生活環境課		
【公益財団法人 県民ボランティア振興基金】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 源泉所得税の納付について 災害ボランティア講師派遣に対する謝金及び交通費の源泉所得税について、納期の特例制度の対象職種を誤認したため納付が遅延しているため、同特例制度の対象条件を十分確認したうえで、適正な納期限までに納付すること。</p>	<p>源泉所得税の納付制度についての認識が不十分であったことから、発生した案件です。 今後、源泉徴収が伴う支出については誤りがないよう当該制度の内容を十分確認したうえで処理するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 契約事務について 印刷物の発注において、予定価格を含む施行伺いを起案することなく、見積書を徴取して発注が行われているので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>発注事務については、施行伺いのもれがないよう確認を徹底しております。 今後は、改めて当法人の会計規程と照らし合わせながら、必要な手続きがなされているか十分確認するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【株式会社 ユニマットプレシャス】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 施設の維持管理について</p> <p>施設の老朽化による負傷事故が発生しているので、基本協定書に定める点検の強化及び適切なデッキ板の交換等により、さらなる事故の発生防止に努めること。</p>	<p>老朽化による負傷事故の発生を防止するため、日々点検を強化し腐食や老朽化の危険箇所の見逃しの無いように努めます。また、点検時に確認の出来た不具合箇所(スクリーねじの緩み デッキ板の腐食)等については速やかに処置し、事故発生防止に努めてまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設の維持管理について</p> <p>施設の老朽化による負傷事故が発生しているので、基本協定書に基づき1件当たりの費用が250万円を超える維持補修について、適切な対応を行うなどにより、さらなる事故の発生防止に努めること。</p>	<p>施設の老朽化による負傷事故の発生防止のため、指定管理者とともに不具合箇所の把握を行うとともに、確認された箇所のうち、指定管理者では実施しない250万円を超える費用を要する箇所については、その予算の確保に務めるなど、事故発生防止に、さらに努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 医療人材対策室		
【一般社団法人 諫早医師会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について</p> <p>補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法で算定しており、補助金額が過大となっているので、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>退職給付引当金に係る積立額について、本来は公益法人会計基準に準拠した算定をすべきところを、法人独自の誤った算定方法で算定していたため、過大な積立となっております。</p> <p>実地監査後、過去の積立額の算定を修正し、補助金額について見直した結果、平成28年度に1,156千円、平成29年度に979千円、平成30年度に9千円、合計2,144千円の過大な補助金額になっていることを確認しました。</p> <p>今後、修正実績報告書を県に提出し、補助金返還手続を進めるとともに、退職給付引当金に係る積立額については、公益法人会計基準に準拠した算定を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について</p> <p>補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法による算定額で報告されており、補助金額が過大となっているので、精査の上、補助金を返還させるなど適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>退職給付引当金の過大な積立については、本来実績報告書に根拠資料を添付させ、県で確認すべきところを怠ったため、発生した案件です。</p> <p>実地監査後、団体の見直し結果の報告を受け、平成28年度に1,156千円、平成29年度に979千円、平成30年度に9千円、合計2,144千円の過大な補助金額になっていることを県も確認しました。また、他の補助団体においては、退職給付引当金に係る積立額が過大となっていないことを確認しました。</p> <p>今後、団体からの修正実績報告書を確認のうえ、補助金の返還を求めるとともに、再発防止に向けて、実績報告書に退職給付引当金の積立額に係る根拠資料の添付を求め確認することにより、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

3教総第149号

令和4年5月18日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

(公 印 省 略)

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和4年3月30日付 R03-21000-01127 の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 奨学金返還に係る滞納について</p> <p>奨学金返還に係る滞納者数は減少したものの、滞納額は増加傾向にあるので、引き続き新たな滞納の発生防止及び解消に取り組むこと。</p>	<p>貸与申請の段階で、貸与終了後の返還の意識付けを持たせるため、令和4年度予約奨学生の申し込みから、奨学生願書に「返還についての決意」を出願者本人に自署させるようにしています。</p> <p>また、新たな滞納者の発生防止のため、初期滞納者への電話督促回数を増やすとともに、債権回収会社への委託額を増やし、滞納額の縮減、回収に努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
指摘(団体)	(1) 現金出納簿について(千々石少年自然の家、世知原少年自然の家) 現金出納簿が整備されていないので、長崎県青少年体験活動推進協会経理規程に基づいて、適切な現金管理を行うこと。	監査後、直ちに現金出納簿を作成しました。 今後は、適切な現金管理を行ってまいります。
	(2) 収納金の処理について(千々石少年自然の家) 受領したコピー代金の納入処理を年度末にまとめて行っているため、利用料金等徴収事務処理要領に基づいて、料金受領後概ね7日以内に指定銀行に納入すること。	コピー代金の処理につきましては、「利用料金等徴収事務処理要領」に基づき、受領後7日以内に指定銀行に納入するようにしました。
意見(団体)	(1) 指定管理に関する収支状況の県への報告について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、県に報告する決算報告に含められていないので、再度県と協議しながら適切な報告に努められたい。	今後、別途、県と報告内容について協議し、当該処理が指定管理者としての経費に係るものである場合、報告するようにいたします。
指摘(主務課)	(1) 備品の管理について(千々石少年自然の家) 新たに購入したエアコン4台について、物品管理簿に登載されていないので、適正な事務処理を行うこと。	指定管理者が調達したエアコン4台について、指定管理者と所有権に係る協議を行い、所有権を県に帰属させ、物品管理簿への登録を行いました。
意見(主務課)	(1) 県負担金について 令和2年度の決算において、収支剰余金が16,001千円発生しているが、精算に係る協議を行っていない。剰余金が、指定管理者の努力によるものだけでなく、利用者数の減少に伴い必要経費も減少したこと等によるものが含まれる場合、その状況によっては、一部返還も視野に入れながら、基本協定書に基づく精算に係る協議を求めるときと考える。	収支剰余金の取扱いについては、今後は状況に応じ、指定管理者側と協議を行い、適切な負担金の支出に努めてまいります。
	(2) 指定管理に関する収支状況の把握について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、指定管理者から県に報告される決算報告に含められていないので、指定管理者が行う会計処理について、適切な内容確認に努められたい。	今後、指定管理者と協議し、指定管理に関する経費の内容について報告を求めるとし、指定管理者が行う会計処理の適切な内容確認に努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 小江原射撃場の利用料金について</p> <p>長崎県体育施設条例に基づき各体育施設の利用者は利用料金を納めなければならないが、その料金は指定管理者が定めることとされているが、小江原射撃場については、指定管理者募集要項の中で有料施設であることを明示していないことから、これまで指定管理者が料金を定めておらず徴取していないので、指定管理者と料金設定に向けて協議すること。</p>	<p>長崎県体育施設条例に基づき利用料金設定に向けて、指定管理者と協議してまいります。</p>